



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成26年8月29日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第64条に基づき中央新幹線（東京都・名古屋市間）に係る法対象条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

法対象事業の基本的事項	法対象事業者	名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ 東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 柘植 康英
	法対象事業者の名称	中央新幹線（東京都・名古屋市間）
	法対象事業の種類	鉄道又は軌道の新設
	法対象事業を実施する区域	起点：東京都港区 終点：愛知県名古屋市 川崎市内については、中原区、高津区、宮前区、麻生区
	法対象事業の目的	中央新幹線（東京都・名古屋市間）
	法対象事業の内容	超伝導磁気浮上式による中央新幹線の整備
	法対象事業の施行期間	着手予定：平成26年度 完了予定：平成39年度
	環境影響評価の 手続経過	平成23年 9月27日：法対象条例方法書公告 平成24年 1月26日：法対象条例方法審査書公告 平成25年 9月20日：法対象条例準備書公告 平成26年 2月28日：法対象条例審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成26年8月29日（金）から 平成26年9月29日（月）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、高津区役所、宮前区役所及び麻生区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。また、鶴川市民センターでは、土曜日、日曜日にも縦覧を行います。 時間：川崎市：午前8時30分から午後5時まで 神奈川県川崎県民センター：午前8時30分から午後5時15分まで（水曜日は午後6時30分まで） 横浜市本庁：午前8時45分から午後5時15分まで 横浜市青葉区役所：午前8時45分から午後5時まで 町田市：午前9時30分から午後4時30分まで 上記期間中、本市ホームページにて標記評価書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-0-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	川崎市：中原区役所、高津区役所、高津区役所橘出張所、宮前区役所、宮前区役所向丘出張所、麻生区役所及び本庁（環境局環境評価室）、神奈川県川崎県民センター 横浜市：青葉区役所（区政推進課）及び横浜市本庁（環境創造局環境影響評価課） 町田市：鶴川市民センター及び町田市役所（総務部市民情報課、環境資源部環境保全課）
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156